

非常災害等による臨時休業の校長判断の目安について（案）

大野市教育委員会

令和 5 年 1 2 月

大野市教育委員会では、非常災害における臨時休業については、各小中学校長の判断によるものとする（学校教育法施行規則第 63 条）。下記についてはあくまでも目安であり、最終判断は校長にゆだねるものとする。

1 気象状況**（1）特別警報が発表された場合**

福井地方気象台から午前 6 時の時点で大野市に「特別警報」が発令されている場合、臨時休業の措置をとる。「警報」が発令されている場合も、「特別警報」に変更されないか十分に注視する。

（2）大雨、強風、台風等の場合

福井地方気象台から、午前 6 時の時点で大野市に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」のうち 1 つ以上が発令され、現にその状況にある場合は、臨時休業を検討する。警報発令中であってもその状況にない場合は、始業時刻を遅らせるなどの措置を、状況に応じて判断する。

（3）暴風雪、大雪の場合

福井地方気象台から、午前 6 時の時点で大野市に「暴風雪警報」が発令され、現にその状況にある場合は、臨時休業を検討する。警報発令中であってもその状況にない場合は、事業時刻を遅らせるなどの措置を、状況に応じて判断する。

大雪の場合はあらかじめ基準は設定せず、大野市に「大雪警報」が発令されていても、降雪量や積雪および除雪の状況を見ながら、臨時休業を検討する。

（4）その他の場合

上記に該当しない場合でも、通学時や登校後の安全確保が困難と判断した場合は、臨時休業を検討する。

（2）～（4）のいずれの場合でも、公共交通機関や通学路の状況、土砂災害警戒情報等によって登校が難しいと保護者が判断し、学校に連絡があった場合は、事実関係を確認して自宅待機とする。この場合、欠席ではなく出席停止扱いとする。

（5）警報発令時の下校対応

警報発令時には、公共交通機関の運行状況や通学路の状況を踏まえ、校長判断により下校させる。ただし、気象状況によっては直ちに下校させずに、学校にとどめ置く措置も検討する。

2 地震

(1) 登校前の場合

登校前に大野市に震度 6 弱以上の地震が発生した場合は臨時休業とする。
(大野市災害対策本部設置)

(2) 登校後の場合

大野市に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、余震に注意し、公共交通機関の情報や通学路の状況を踏まえ、保護者に引き渡すか学校にとどめ置くかを判断する。

3 武力攻撃

(1) 登校前の場合

登校前に Jアラートなどにより、国民保護の情報が伝達され、校長会と市教委が協議して安全の確保が困難と判断した場合、臨時休業とする。

(2) 登校後の場合

情報に留意し、学校にとどめ置くか、学校以外の施設に避難させるかを判断する。その後の状況に応じて、保護者への連絡、引き渡しを行う。

4 警戒レベル 4「避難指示」が発令された場合

(1) 登校前の場合

登校前に大野市より、警戒レベル 4「避難指示」が出た場合は、災害が発生する危険が高まっており、速やかに危険な場所から避難先への避難が求められているため、避難指示が出た地区を含む小中学校は登校を見合わせる。その後の状況に応じて、始業時間を遅らせたり、臨時休業にしたりするかの判断をする。

(2) 登校後の場合

情報に留意し、学校にとどめ置くか、学校以外のより安全な避難場所へ避難させるかを判断する。その後の状況に応じて、保護者への連絡、引き渡しを行う。

5 その他

(1) 市内全小中学校が対象となる場合

1～4 が市内全域に影響し、市内全小中学校が対象となるときは、校長会と市教委が協議し、一斉に臨時休業や登下校時刻の変更などの措置を検討する。

(2) 公共交通機関やスクールバスを登校に利用する学校について

運行状況を鑑みて臨時休業（または当該児童生徒の出席停止扱い）を検討する。